

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）
について皆さまからご意見を募集します（パブリックコメント）

令和5年（2023年）5月 札幌市

募集期間： 令和5年（2023年）5月24日（水）から
令和5年（2023年）6月26日（月）まで（必着）

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正案に対する皆様のご意見を募集いたします。ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

■ご意見の提出方法・提出先

- ご意見は18ページの「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

【ご意見の提出先】

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階

ファクス：011-218-5156 電子メール：kusei@city.sapporo.jp

- 持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時45分～17時15分の間にお持ちください。
- 電子メールの場合、件名に「条例施行規則の一部改正（案）に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。）。

■留意事項

- 電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。
- ご意見の提出に当たっては、氏名、住所、年齢、意見内容のご記入をお願いいたします（ご意見の概要を公表する際は、氏名、住所、年齢は公開いたしません。）。
- 氏名、住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い適切に取り扱います。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

札幌市では、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」といいます。）の防止について必要な事項を定めた「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を令和4年4月から施行しています。

また、同条例で客引き行為等を禁止する必要がある区域については、「札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則」で定めており、公共の場所（道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所）を禁止区域として指定しています。

この度、民間事業者が管理する公共の場所について、禁止区域に追加する要請があり、検討の結果、禁止区域の変更が必要であるとの結論に至りましたので、禁止区域の変更案について、広く市民の皆様のご意見を募集します。

2 改正の概要

南2西3南西地区市街地再開発組合が管理し、令和5年7月20日に開業予定の「m o y u k S A P P O R O（モユク サッポロ）」（札幌市中央区南2条西3丁目20番地）の敷地のうち、1階の公開空地及び地下2階の一部を禁止区域に追加いたします。

3 改正の時期

令和5年7月頃（m o y u k S A P P O R Oの開業日までに改正）

4 施行期日

令和5年7月20日（予定）

moyuk SAPPOROについて

1 moyuk SAPPOROとは

moyuk SAPPOROは、南2西3南西地区の市街地再開発に伴い新たに開業される複合施設で、札幌駅前通と狸小路商店街との交差点に位置しています。施設の地下2階から地上3階までは、飲食・物販店舗が、地上4階から6階までは都市型水族館が入居し、令和5年7月20日に開業されます。

moyuk（モユク）は、mo（小さな）とyuk（えもの）という言葉で構成されており、本施設周辺を中心に日常のちょっとした嬉しいモノやコトが集まればとイメージされています。また、moyukはアイヌ語で「タヌキ（狸）」を意味します。本施設の位置する狸小路商店街のシンボルである「タヌキ」であり、世界でもその愛らしい姿から人気が出てきた「TANUKI」。moyukには、札幌市内の新たな「タヌキ」として、賑わいづくりの拠点となる願いが込められています。



2 禁止区域追加の経緯

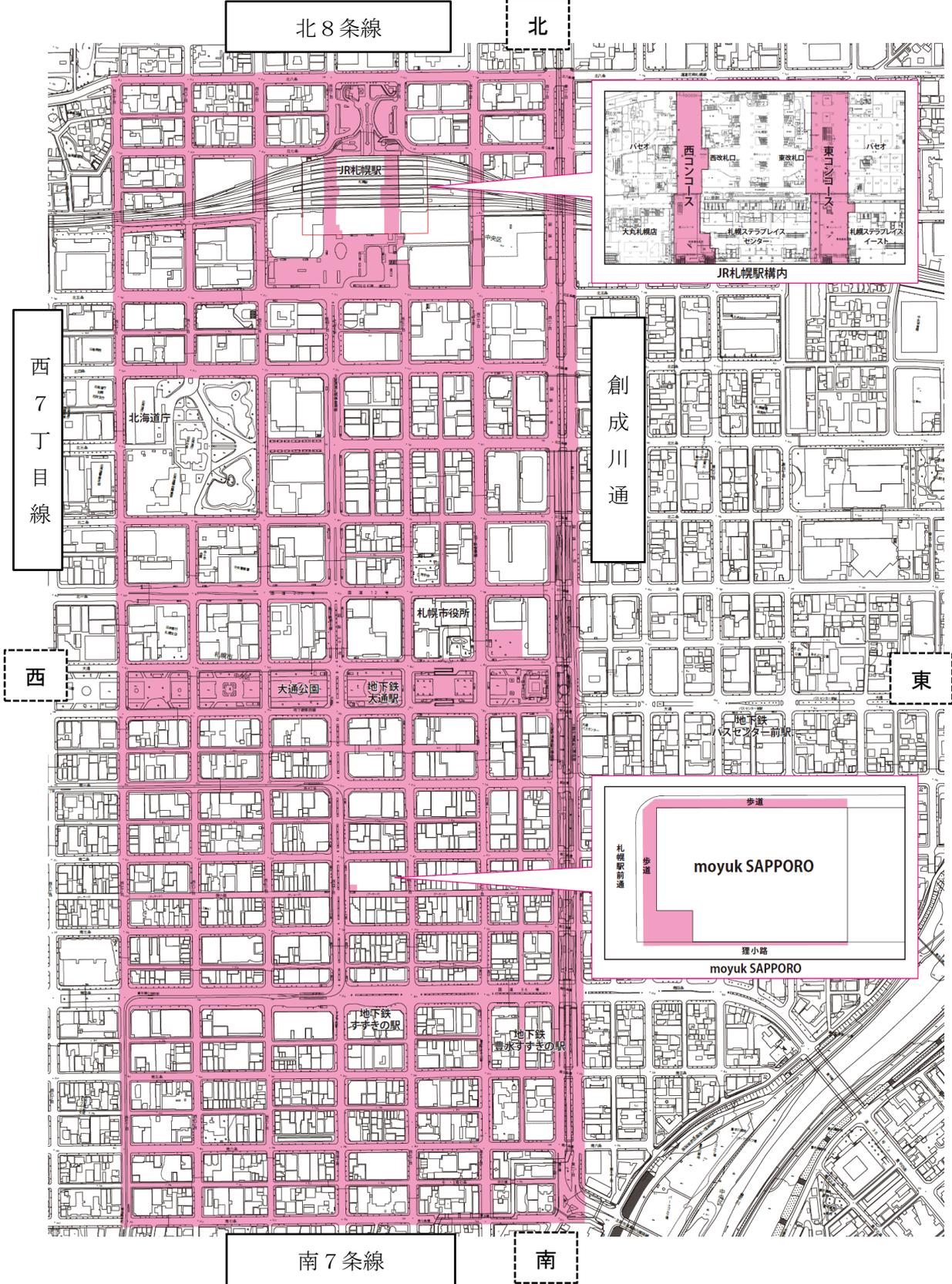
moyuk SAPPOROの地下2階は地下街と直結しており、また、1階は札幌駅前通や狸小路商店街に面していることから、多数の市民や観光客などの通行が想定されており、条例上の「公共の場所（不特定かつ多数の者が自由に通行し、又は利用することができる公共性を有する場所をいいます。）」に該当します。

民間事業者が管理する公共の場所については、当該民間事業者の権限によって事実上客引き行為等を制限することが可能であるため、本条例による規制を最小限とする観点から、原則禁止区域には含めないこととしていますが、本施設は、多数の通行が想定されることに加えて、本施設の利用者等が待ち合わせなどで滞留するスペースで客引き行為等が行われる可能性が懸念されることから、本施設を管理する民間事業者からの要請に基づいて禁止区域の追加に至ったものです。

3 禁止区域の内容

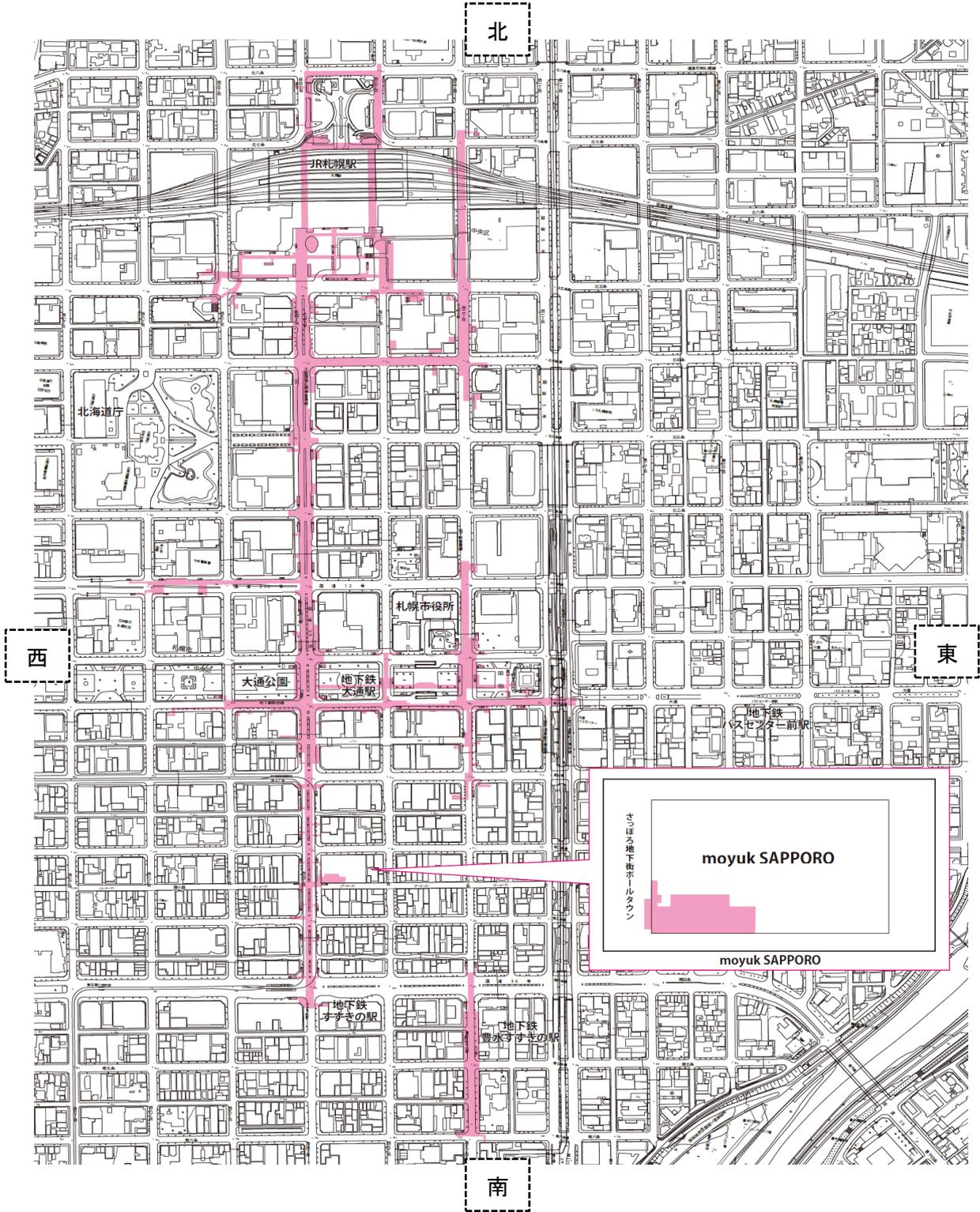
地上図面

色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域



地下図面

色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域



禁止区域イメージ

【地上】



【地下】



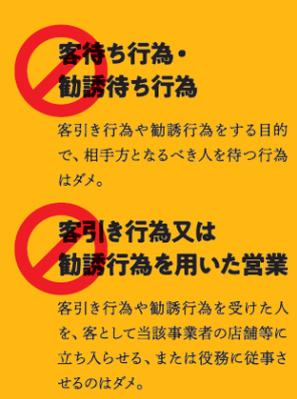
参 考 资 料

1 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について

近年、全国の主要な繁華街において、一部の居酒屋やカラオケ店等の従業者等が、客引き行為、勧誘行為、客待ち行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」といいます。）のため群がり通行を妨害するなどの迷惑行為が見受けられており、札幌市においても、すすきの地区を中心に同様の事例が確認されています。

こうしたことから、札幌市では、市民等が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、令和4年4月1日から施行いたしました。

—— 条例により、禁止区域における —— 客引き行為等は禁止



2 禁止区域について

【禁止区域】

条例に規定する客引き行為等を禁止する必要がある区域（以下「禁止区域」といいます。）を図示により札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」といいます。）において定めています。

【現行の禁止区域】

現行の禁止区域は、札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（いわゆる「ススキノ条例」をいいます。）により規制が行われている区域と同じ市道北8条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び創成川通（市道真駒内篠路線及び国道5号）で囲まれた区域内の公共の場所としています。

【禁止区域の考え方】

禁止区域においては、原則として、何人も客引き行為等を行い、又は行わせてはならないものとしていますが、客引き行為等を規制することは市民や事業者の行為を制限することになるため、禁止区域は合理的な範囲内で定めています。

具体的には、上記の禁止区域は以下の観点により定めています。

- ・ 条例の制定に当たり実施した客引き行為等の実態調査の結果、すすきの地区からJR札幌駅周辺までの区域においては客引き行為等を行っている者が多く確認されており、それ以外の区域ではほとんど確認されていません。
- ・ すすきの地区からJR札幌駅周辺までの区域の中でも、特にすすきの地区で客引き行為等を行っている者が多いが、大通からJR札幌駅までの間においても、すすきの地区に位置する店舗に係る客引き行為等を行う者が確認されていることから、禁止区域をすすきの地区に限定した場合には、すすきの地区外の現にこれらの者が確認されている地域やその周辺の地域において客引き行為等が行われ、通行の妨げが生じる可能性が高いと判断されます。
- ・ 以上に加え、ススキノ条例により規制が行われている区域も踏まえています。

3 客引き行為等の禁止の例外

客引き行為等を規制することは、市民や事業者の行為を制限するものであることから、これを規制する場合には、必要最小限の内容とすることが必要であり、営業行為の一環として、通行の妨げにならない程度に自店舗の前で行われる客引き行為等についてまで規制することは過度な制限と判断されます。

このため、禁止区域であっても、事業者が事業を行う土地又は建物（当該建物の敷地を含みます。）（禁止区域に含まれる部分を除きます。以下「土地等」といいます。）が禁止区域に接する場合において、当該土地等と禁止区域の境界線から1メートルまでの範囲の場所において行われる当該事業者の事業に係る客引き行為等については、次の1から3までのいずれにも該当しないものに限り、規制の対象としない（以下「1メートルルール」といいます。）こととしています。

- 1 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- 2 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等
- 3 階段における客引き行為等

ただし、すすきの地区については、狸小路周辺やJR札幌駅周辺と比較して客引き行為等を行う者及び夜間帯の通行人が共に多く、歩道の幅員が狭い場所もあり、現にビル前で客引き行為等を行う者により通行の妨げが生じている場所があります。

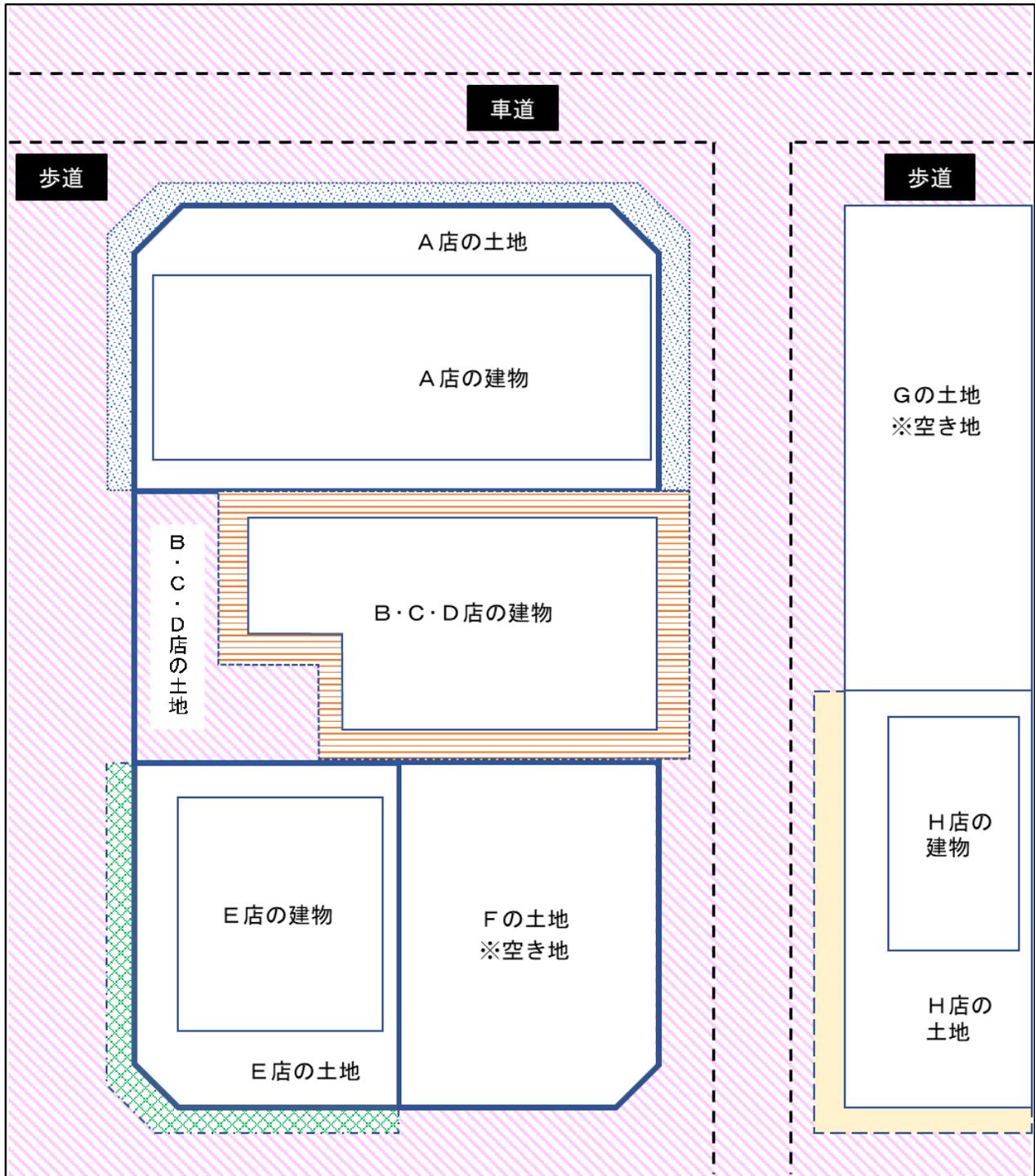
また、飲食店が集積するテナントビルが多くあるため、当該ビル前における客引き行為等を認めた場合には、当該ビルにおいて事業を行う多数の事業者等による客引き行為等を行う者が当該ビル前に多く現れるようになり、広く通行の妨げが生じる可能性が高いと考えられます。

これらのことから、市道南3条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び創成川通（市道真駒内篠路線）に囲まれた区域（道路区域を含みます。）内においては、1メートルルールを適用せず、全ての客引き行為等を規制の対象としています。

※ 1メートルルールについては、一定の客引き行為等を条例による規制の対象外とするものですが、他の法令等による規制を排除するものではありません。

※ 禁止区域内で事業を行う場合には、1メートルルールの適用外となるため、全ての客引き行為等が条例による規制の対象となります。

1メートルルールの範囲（規制除外の範囲）



色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域

※ 1メートルルールの範囲について、上記客引き行為等の禁止区域の色塗りはされていないが、客引き行為等の禁止区域に含まれている。

※ B・C・D店については、土地を禁止区域とした場合の1メートルルールの範囲を示している

凡例

(1メートルルールの範囲)

 A店の範囲

 B・C・D店の範囲

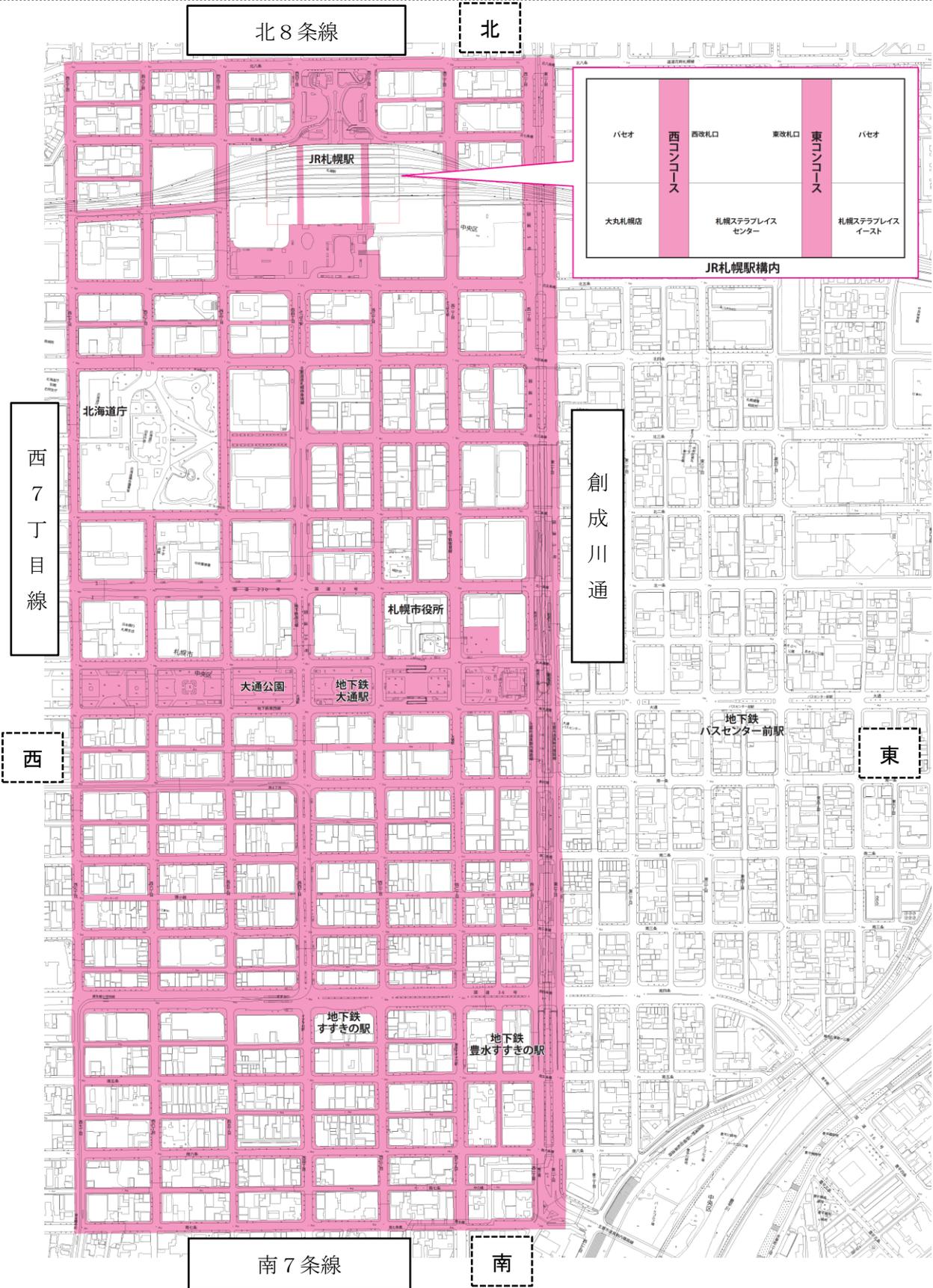
 E店の範囲

 H店の範囲

現行の禁止区域

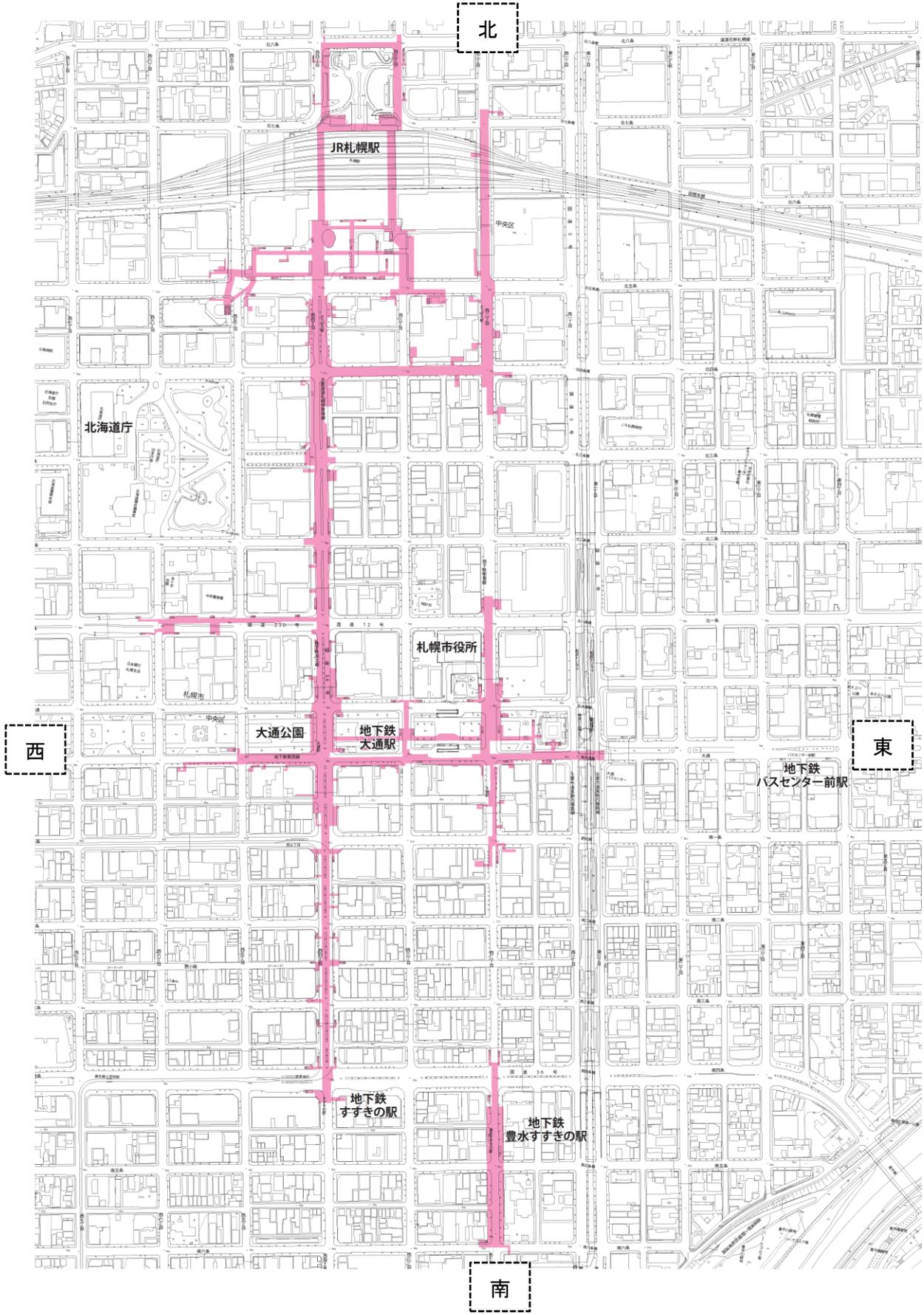
地上図面

色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域



地下図面

色塗り部分  : 客引き行為等の禁止区域



札幌市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 事業者等 本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行い、又は行わせないよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条第1項の規定により市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、禁止区域（市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則で定める区域をいう。）において、客引き行為等を行い、又は行わせなければならない。ただし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項本文の禁止区域及び同項ただし書の規則で定めるものについては、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直すものとする。

(禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止)

第7条 事業者は、前条第1項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為

(2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設（以下「店舗等」という。）で勤務に従事させる行為
(指導)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告及び立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第6条第1項の規定に違反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者に係る事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

(関係機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（同条第1号にあっては、第7条の規定に違反する行為に係るものを除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、同年7月1日から施行する。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（令和4年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、この規則で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

(禁止区域)

第3条 条例第6条第1項本文の禁止区域（次条において「禁止区域」という。）は、別図1及び別図2のとおりとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止の例外)

第4条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める客引き行為等は、事業者が事業を行う土地又は建物（当該建物の敷地を含む。）（禁止区域に含まれる部分を除く。）が禁止区域に接する場合において、当該土地又は建物と禁止区域との境界線からの距離が1メートル以下の範囲内にある禁止区域（市道南3条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び市道真駒内篠路線に囲まれた区域（道路区域を含む。）を除く。）において行われる当該事業者の事業に係る客引き行為等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する客引き行為等については、この限りでない。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- (2) 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等
- (3) 階段における客引き行為等

(指導)

第5条 条例第8条の規定による指導は、指導書（様式1）により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式2）により行うものとする。

(命令)

第7条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定により命令を行おうとするときは、当該命令の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ告知書（様式3）により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の弁明は、その名宛人が指定期限までに弁明書（様式4）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。
- 3 条例第10条第1項及び第2項の規定による命令は、命令書（様式5）により行うものとする。

(立入調査等実施者証明書)

第8条 条例第11条第2項の証明書は、立入調査等実施者証明書（様式6）とする。

(公表の方法)

第9条 条例第12条第1項及び第2項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示するほか、市のホームページへの掲載により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 市長は、条例第12条第1項又は第2項の規定により公表しようとするときは、同条第3項の規定に基づき、当該公表の対象となる者に対し、次に掲げる事項を記載した意見陳述の機会の付与に関する通知書（様式7）により通知するものとする。

- (1) 公表する理由及び事項

(2) 公表の根拠となる条例の条項

(3) 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会を与える場合にあっては、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 条例第12条第3項の規定による意見の陳述（次項及び第4項において「意見陳述」という。）は、その機会を与えられた者が指定期限までに意見陳述書（様式8）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

3 前項ただし書の規定により口頭による意見陳述の機会を与えられた者は、意見陳述の期日において口頭により意見陳述を行うときは、その氏名及び住所、意見陳述の件名並びに意見陳述に係る公表の原因となる事実その他事案の内容についての意見を陳述しなければならない。

4 市長は、第2項ただし書の規定により口頭により意見陳述が行われたときは、当該意見陳述の内容を記録し、これを当該意見陳述をした者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該意見陳述をした者に署名させなければならない。

5 市長は、第1項の当該公表の対象となる者の所在が判明しない場合においては、同項の規定による通知を、その者の氏名、同項各号に掲げる事項を記載した意見陳述の機会の付与に関する通知書をいつでもその者に交付する旨及び同項第3号に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合において、当該掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過する日又は意見陳述書の提出期限の日（口頭による意見を述べる機会を与えた場合にあっては、出頭すべき日）のいずれか遅い日を経過したときは、条例第12条第3項の規定により意見を述べる機会を与えたものとみなす。

（過料）

第11条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ告知書（様式9）により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

2 前項の弁明は、その名宛人が指定期限までに弁明書（様式10）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

3 市長は、第1項の処分をするときは、その名宛人に過料処分決定通知書（様式11）を交付するものとする。

（客引き行為等防止指導員）

第12条 条例第8条の規定による指導、条例第9条の規定による勧告、条例第10条第1項及び第2項の規定による命令、条例第12条第3項の規定による意見を述べる機会の付与、条例第18条及び第19条の規定による過料の処分その他の客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、札幌市客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市民文化局地域振興部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務に従事する者の証として、札幌市客引き行為等防止指導員証（様式12）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

様式1から様式12まで （省略）

別図1及び別図2 本件資料1 1ページ及び1 2ページ参照

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）について

ご意見記入シート

氏名		年齢	歳
住所			
意見	※どの項目に対するご意見が分かるように記載してください。		

切り取り線

用紙が足りない場合は、別紙にご記入の上ご提出ください。（氏名・住所は必ず記載してください。）

ご意見の提出方法・提出先

- ・ご意見は「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

●ご意見の提出先

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階

ファクス：011-218-5156 電子メール：kusei@city.sapporo.jp

- ・持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時45分～17時15分の間にお持ちください。
- ・電子メールの場合、件名に「条例施行規則の一部改正（案）に対する意見」と記載し、メールの本文に、氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください）。

資料の配布場所

◇札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）

13階 区政課、2階 市政刊行物コーナー

◇各区役所 総務企画課広聴係

◇各区民センター

◇各まちづくりセンター